

## 平成30年度尾三消防本部防火管理講習案内

### 1 講習情報

第1回	講習区分	甲種新規
	講習日時	5月23日(水)・24日(木)午前9時から午後3時30分まで(予定)
	受付期間	4月23日(月)から5月9日(水)まで
	開催場所	長久手消防署
第2回	講習区分	甲種新規
	講習日時	6月14日(木)・15日(金)午前9時から午後3時30分まで(予定)
	受付期間	5月21日(月)から5月31日(木)まで
	開催場所	尾三消防本部
第3回	講習区分	甲種新規
	講習日時	7月5日(木)・6日(金)午前9時から午後3時30分まで(予定)
	受付期間	6月11日(月)から6月21日(木)まで
	開催場所	豊明消防署
第4回	講習区分	甲種新規
	講習日時	9月27日(木)・28日(金)午前9時から午後3時30分まで(予定)
	受付期間	9月3日(月)から9月14日(金)まで
	開催場所	尾三消防本部
第5回	講習区分	甲種新規・乙種(※乙種は、3月7日(木)に開催)
	講習日時	3月7日(木)・8日(金)午前9時から午後3時30分まで(予定)
	受付期間	2月4日(月)から2月15日(金)まで
	開催場所	尾三消防本部

### 2 受講者要件

豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町に在住又は在勤する方

### 3 取得資格

消防法施行令第3条第1項に定める「防火管理者」の資格

### 4 申込方法

- (1) 受付期間内に、防火管理講習申込書に必要事項を記入し写真を貼付のうえ、下記の受付場所へ提出してください。受付時間は、平日午前9時から午後5時までです。
- (2) 先着順に受付し、定員になり次第受付を締め切ります。
- (3) 電話、メール及び郵送での申込みはできません。

### 5 受講料

受講料は頂きませんが、講習当日、テキスト(1,750円)を購入していただきます。  
※テキスト代については、料金改定等で変更する場合があります。

## 6 受付場所及び問合せ先

- (1) 尾三消防本部予防課 東郷町大字諸輪字曙18番地 ☎0561-38-7236  
 (2) 豊明消防署予防課 豊明市沓掛町宿234番地 ☎0562-92-0494  
 (3) 日進消防署予防課 日進市本郷町宮下3番地 ☎0561-73-0119  
 (4) みよし消防署予防課 みよし市福谷町才戸50番地 ☎0561-36-0119  
 (5) 長久手消防署予防課 長久手市岩作長池51番地 ☎0561-62-1152  
 (6) 東郷消防署予防課 東郷町大字春木字榊池16番地 ☎0561-39-0119

※平成30年4月1日からの消防組織体制

## 7 日本防火・防災協会主催の防火管理講習のご案内

尾三消防本部が開催する防火管理講習は平日開催です。土日に受講希望される方は、日本防火・防災協会主催の防火管理講習会が、尾三消防本部管内において以下の内容で開催されます。

講習区分	甲種新規	乙種
講習日時	6月9日(土)・10日(日) 9時30分から16時頃まで(9日) 9時30分から16時35分頃まで(10日) ※受付は各日9時から	6月9日(土) 9時30分から16時45分頃まで
受付期間	5月8日(火)から5月10日まで(木)	
募集人員	100名	
受講料	7,500円	6,500円
開催場所	愛知学院大学(日進市岩崎町阿良池12番地)	

申込書、講習案内等は各消防署に置いてありますが、申込みは各自で日本防火・防災協会へ直接していただく必要があります。申し込み方法等詳細にあつては、講習案内を入手していただき、ご確認をお願い致します。

### 【参考】防火管理者を選任し、消防計画を定めなければならない事業所等

区分	収容人員	建物の延べ面積 防火管理者の選任資格	
		面積に関係なく選任 甲種防火管理者	
主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症グループホーム等	10人以上		
特定防火対象物 不特定多数の人が出入りする事業所等 集会場・遊技場・飲食店・物品販売店・ホテル・病院・幼稚園・養護学校・上記以外の福祉施設等	30人以上	300㎡以上	300㎡未満
		甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者
非特定防火対象物 特定防火対象物以外の事業所等 共同住宅・小中学校・高校・大学・図書館・寺院・工場・倉庫・その他の事業所等	50人以上	500㎡以上	500㎡未満
		甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者

※不明な場合は、消防本部又は各消防署へお問い合わせください。

防火管理者の資格とは？（消防法施行令第3条）

甲種防火管理者	消防機関等が行う「甲種防火管理講習」の課程を修了した者
乙種防火管理者	消防機関等が行う「乙種防火管理講習」の課程を修了した者

収容人員の算定方法

消防法施行規則第1条の3 抜粋	
劇場 映画館 集会場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席部分 イ 固定式のいす席の数（長いすの場合は、幅0.4mごとに1人） ロ 立見席：0.2㎡ごとに1人 ハ その他の部分：0.5㎡ごとに1人
飲食店	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席部分 イ 固定式のいす席の数（長いすの場合は、幅0.5mごとに1人） ロ 立見席：3.0㎡ごとに1人
百貨店 マーケット 物品販売店舗	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 主として従業者以外の者の使用に供する部分 イ 飲食、休憩用の部分：3.0㎡ごとに1人 ロ その他の部分：4.0㎡ごとに1人
共同住宅	居住者の数により算定する。
工場・作業場	従業者の数により算定する。